

(目的)

第1条 この規則は、空知総合振興局所管区域内の教育関係職員が、社会の変化への対応と学校教育の果たすべき役割を認識し、教育実践上の諸課題の解明に努めることを通して、気力に満ちた確かな教育実践者としての基本的資質及び専門的知識・能力・識見を高めるため、空知教育センター設置条例（昭和43年空知教育研修センター組合条例第1号）の規定に基づき設置する空知教育センター（以下「教育センター」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 教育センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 教育情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 生涯学習の推進に関する事。
- (5) 教育に関する研究及び調査に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(職員)

第3条 教育センターに所長及び副所長その他必要な職員を置く。

(職務内容)

第4条 教育センターの職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修関係
 - ア 研修事業の企画及び実施に関する事。
 - イ 研修に必要な施設、資料等の整備及びその利用に関する事。
 - ウ 指導及び助言に関する事。
 - エ 研修内容の還流及び広報活動に関する事。
- (2) 研究関係
 - ア 研究調査及び教育の理論と実践に関する事。
 - イ 教育図書及び資料の収集及び閲覧紹介に関する事。
 - ウ 研究紀要等の発行に関する事。
- (3) 情報関係
 - ア 情報事業の企画及び実施に関する事。
 - イ 教育情報及び研究成果等の情報発信に関する事。
- (4) 庶務関係
 - ア 公文書の保管その他文書に関する事。
 - イ 物品の購入、保管その他経理に関する事。
 - ウ 渉外に関する事。
 - エ 各種会議の記録整備に関する事。
 - オ その他教育センターに関する事項

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月10日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の空知教育センター規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年2月24日教委規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合教育委員会会議規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合教育委員会事務局組織規則の規定、第4条の規定による空知教育センター規則の規定及び第5条の規定による空知教育センター組合教育委員会公印規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成22年3月17日教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の空知教育センター規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月13日教委規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。